

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業契約書

様（以下「利用者」といいます。）と下赤塚地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は利用者に対して行う介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及び板橋区の定める要綱等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むために、利用者の選択に基づき必要な指定介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成します。また、当該計画に基づいて指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から1年間とします。
- 2 契約満了日までに、介護予防サービスの利用があり、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第3条（介護予防支援等担当職員）

事業者は、介護予防支援等の提供に当たる保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」といいます。）を利用者へのサービスの担当者として任命し、その氏名を通知します。また、交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

第4条（サービス計画の作成）

事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、サービス計画の作成を支援します。

- (1) 介護予防支援等の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。利用者及び家族は複数の事業者の紹介を求めることが出来ません。
- (3) サービス計画の作成に当たり、利用者及びその家族の意向等を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- (4) 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活、(専門的観点からの目標と具体策)利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、(その目標を達成するための支援の留意点)利用者及び指定介護予防事業者等が目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画の原案を作成します。
- (5) サービス計画の原案にある指定介護予防サービス等について、保険給付や地域支援事業等の対象となるか否か、また、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、サービス計画の写しを利用者に交付します。

- (6) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。
- (7) その他、サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（医療機関との連携）

事業者は、次の各号に定める事項を担当者に担当させ、医療機関との連携を促進します。

- (1) 主治の医師若しくは歯科医師、薬剤師等の助言が必要であると判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師等へ情報提供を行います。また、当該意見を踏まえて作成したサービス計画について、意見を求めた主治の医師等に交付します。
- (2) 利用者が病院または診療所等に入院する場合には、利用者の日常生活上の能力や利用していた介護予防支援サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。
- (3) 利用者または家族が、担当者の氏名および連絡先を伝えられるよう、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて担当職員の連絡先を保管する等、利用者または家族に協力を依頼します。

第6条（実施状況の把握、計画の変更等）

事業者は、サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- (1) サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
なお、利用者がサービス計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってサービス計画を変更します。
- (2) 前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回、並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。（**短期集中型サービス、住民主体型サービスについては、必要に応じて実施致します。**）
- (3) サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、サービス計画の達成状況について評価します。

第7条（給付管理）

事業者は、サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第8条（要支援認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要支援認定の更新申請及び状況の変化に伴う区分変更の申請並びに要介護・要支援認定申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

第9条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者本人は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 3 事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第10条（料金）

事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。
料金の変更があった場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成しお互いに取り交わします。

第11条（介護予防支援等サービスの利用にあたっての留意事項）

- 1 利用者は、重要事項説明書8に定める留意事項を守って、サービスを利用するものとします。
- 2 利用者に前項の違反があったときは、事業者は当該禁止行為の中止等を求めます。利用者は、当該禁止行為の中止等の求めがあったときは、速やかに当該禁止行為を中止等するものとします。
- 3 前項の当該禁止行為の中止等の求めにもかかわらず当該禁止行為が継続された場合、当該禁止行為により職員の心身に危害が生じる等サービスの提供が著しく困難となったときは、事業者は、契約解除以前であっても、全部又は一部のサービスの提供を停止いたします。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。この場合、利用者は、当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を事業者に求めることができます。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。この場合、利用者は、当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を事業者に求めることができます。
 - (1) やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知したとき。
 - (2) 利用者又はその家族が、事業者又は職員に対して、第11条の禁止行為を行い、事業者の求めにもかかわらず相当の期間内に当該禁止行為の中止等を行わないときその他この契約を継続し難いほどの行為を行い、その状況の改善が見込めない場合は、利用者に対して相当の期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者の要支援認定区分が、非該当または要介護と認定された場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。
 - (2) 元気力チェックシートの結果、第1号介護予防支援事業の対象とならない場合。
 - (3) 利用者が板橋区外へ転出した場合や死亡した場合、介護保険施設に入所した場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、担当職員その他退職者を含む従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条（事故発生時の対応と賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに板橋区及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 15 条（身分証携行義務）

事業者の担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 16 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援等又は自らがサービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。担当者には管理者を配置します。

第 17 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条（居宅介護支援事業所への委託）

- 1 事業者は、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条に定める事務の実施を、居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。
なお、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条については、委託先の居宅介護支援事業所は、事業者と同様の義務を負うものとします。
- 2 事業者は、前項により委託する場合は、利用者に対し、その居宅介護支援事業所の事業者名、所在地及び担当者氏名等をお知らせします。

第 19 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、また、介護保険法令その他諸法令に定めのないときは、双方誠意をもって協議の上、定めます。

第 20 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 21 条（不可抗力）

- 1 事業者、利用者及びその家族はいずれも、以下の各号に定める不可抗力による本契約のサービスの全部または一部の履行の遅延または不履行については責任を負わないものとします。
 - ① 地震・台風・大雨・暴風・大雪・津波・その他の自然現象の発生に伴う人的・物的被害の発生や電気・ガス・水の供給の停止・通信の途絶・交通機関の停止／運休や大規模な渋滞
 - ② 戦争、暴動、内乱、テロ行為、外国からの攻撃等
 - ③ 新型コロナウイルスの感染拡大を含む感染症・伝染病のまん延
 - ④ 法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議、輸送・通信回線の途絶
 - ⑤ その他、上記各号に類する状況が発生したとき
- 2 事業者、利用者及びその家族は、当該事象が発生したことを可能な限り速やかに相手方に通知する。
- 3 第 1 項に定める事由が発生し、本契約の目的を達成することが将来にわたって困難になった場合、本契約の全部または一部を終了することとする。

第 22 条（虐待防止）

事業者は虐待防止に関する責任者として管理者を選定し、委員会の設置、従事者に対して定期的な研修の実施、通報・相談対応体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じ、虐待の発生又はその再発の防止に務めます。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業所が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人財団 朔望会
 下赤塚地域包括支援センター（指定番号 1301900146 板橋区指定）

<住 所> 東京都板橋区四葉二丁目21番16号

<代表者名> 医療法人財団 朔望会
 理事長 望月 龍二 印

利用者

<住 所>

<氏 名>

家族または代理人

<住 所>

<氏 名>

<本人との関係>

【契約書別紙】

○介護予防支援等担当職員

氏名

連絡先 03-3930-1821

○料金

・介護予防支援料及び介護予防ケアマネジメント料（以下「介護予防支援料等」といいます。）は、介護予防支援等の提供開始以降1ヶ月当たり下表のとおりです。但し、初回月に限り3,420円が加算されます。委託の場合は初回に限り委託連携加算3,420円が加算されます。

サービス種別	利用サービス	介護予防支援料等
①予防給付 (訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～⑤のいずれかを含む」サービス利用	5,038円
②予防訪問サービス ③生活援助訪問サービス ④予防通所サービス ⑤生活援助通所サービス	「⑥のみ」又は「⑥及び⑦」のサービス利用	4,890円
⑥短期集中型サービス ⑦住民主体型サービス	「⑦のみ」のサービス利用	3,670円

なお、法定代理受領によりこの介護予防支援等に対し、当センターに保険給付費又は地域支援事業費（以下「保険給付費等」といいます。）が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

・介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付費等が直接当センターに支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日板橋区の窓口へ提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

○相談、要望、苦情等の窓口

介護予防支援等に関する相談、要望、苦情等は介護予防支援等担当職員か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：03-3930-1821 担当部署：お客様相談係

(受付時間 月～土曜日 9:00～17:00)

事業者

<事業者名> 医療法人財団 朔望会

下赤塚地域包括支援センター（指定番号 1301900146 板橋区指定）

<住所> 東京都板橋区四葉二丁目21番16号

<代表者名> 医療法人財団 朔望会 理事長 望月 龍二 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日 <利用者氏名>

<代理人氏名>